

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「要求水準書（案）」に関する質問・回答

本文

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	か	(か)	英字		
131	業務の対象	27	4	5	(8)	7			廃棄物の収集・運搬及び処分を行う者は、構成員または協力会社として、応募グループの一員となる必要があると理解してよろしいでしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
132	業務の対象	27	4	5	(8)	7			「事業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める排出事業者として・・・」とありますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、排出事業者は県側にあると思われませんか。 廃棄物を発生させた当事者ではない事業者が廃棄物処理業務を行うことは同法に抵触すると考えられるので、当該業務は事業者の業務対象から除外して頂けませんでしょうか。	廃棄物の収集・運搬及び処分業務はPFI事業の対象外に変更します。
133	業務の対象	27	4	5	(8)	7			「事業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める排出事業者として」の部分につきまして、PFI事業者が排出事業者になることができるのでしょうか。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下法と称す）第3条に「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」との規定があるため、法第3条にいう「事業者」は「PFI事業者」ではなく「愛知県」にあたるかと理解しております。	No. 132の回答を参照してください。
134	業務の対象	27	4	5	(8)	7			「事業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める排出事業者として・・・」とありますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（第3条）」とあり、同法の趣旨からすると、排出事業者は県と思われませんか。廃棄物を発生させた当事者でない事業者が廃棄物の収集・運搬及び処理業務を行うことは同法に抵触すると考えられるので、当該業務は事業者の業務範囲から除外いただけないでしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
135	業務の対象	27	4	5	(8)	7			「事業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める排出事業者として～」とありますが、排出事業者は原則廃棄物を排出するもの（建物所有者）が対象となります。本事業では、BTO事業のため、維持管理期間は事業者が廃棄物の分別、保管、収集を業務範囲とし、運搬、処分は建物所有者である貴県の負担としていただけないでしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
136	業務の対象	27	4	5	(8)	7			特別管理産業廃棄物を扱う場合、排出事業者が「特別管理産業廃棄物管理責任者」を事業場毎に置かなければなりません。本事業においては、SPCではなく、維持管理業務にあたる企業が有資格者を配置してもよろしいでしょうか？ 運営を伴わないサービス購入型のPFI事業では、SPCが従業員を雇用せずSPCにリスクを残さないスキームが一般的です。SPCとして「特別管理産業廃棄物管理責任者」を雇って配置することは、SPCに人件費と雇用に係るリスクが発生するため、リスク調整費の上乗せによる入札価格の上昇につながります。県が特別管理産業廃棄物の排出事業者となっただき、特別管理産業廃棄物に関わる業務は、本事業の業務範囲にから外していただきたくご再考をお願いいたします。	No. 132の回答を参照してください。
137	業務の対象	27	4	5	(8)	7			特別管理産業廃棄物を扱う場合、排出事業者が「特別管理産業廃棄物管理責任者」を事業場毎に置かなければなりません。本事業においては、SPCではなく、維持管理業務にあたる企業が有資格者を配置してもよろしいでしょうか？	No. 132の回答を参照してください。
138	業務の対象	27	4	5	(8)	7			事業者が排出事業者として処分まで行う旨の記載がございますが、特別産業廃棄物管理責任者の選任も事業者で行う想定でしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
139	業務の対象	27	4	5	(8)	7			過去5年間の廃棄物の量を(ア)～(イ)及び「特別管理産業廃棄物」のそれぞれご教授頂けませんでしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
140	業務の対象	27	4	5	(8)	7			廃棄物の分別、保管、収集・運搬、処理を行うとありますが、廃棄物の種類ごとに、廃棄物の分量をご教示いただけないでしょうか？	No. 132の回答を参照してください。
141	業務の対象	27	4	5	(8)	7			廃棄物に関して排出量の実績データを御提示いただけませんかでしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
142	業務の実施	27	4	5	(8)	7			特別管理産業廃棄物につきましては、過去どのような廃棄物があったか詳細にご教授頂けませんでしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
143	産業廃棄物（混合廃棄物）	27	4	5	(8)	7	(ウ)		混合廃棄物につきましては、過去どのような混合廃棄物があったか詳細にご教授頂けませんでしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
144	廃液	27	4	5	(8)	7	(エ)		廃液につきまして、過去どのような廃液があったか詳細にご教授頂けませんでしょうか。	No. 132の回答を参照してください。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	か	(か)	英字		
145	廃棄消火器	27	4	5	(8)	7	(オ)		廃棄物種類に廃棄消火器とございますが、使用済消火器ではなく耐用年数を越えた消火器との認識でよろしいでしょうか。また、既存施設から移設・継続使用する場合、消火器数量、使用可能残年数について御教示ください。	No. 132の回答を参照してください。
147	業務の内容	27	4	5	(8)	1			事業者が排出事業者として処分まで行う旨の記載がございますが、マニフェストの管理・保管も事業者で行う想定でしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
148	業務の内容	27	4	5	(8)	1			廃棄物処理に伴う対価については、単価契約となるのでしょうか。支払方式について御教示ください。	No. 132の回答を参照してください。
149	業務の内容	27	4	5	(8)	1			廃棄物の収集・運搬、処分に関するサービス購入料は、発生都度、実費精算としていただけないでしょうか？当該サービス購入料が毎年度、定額で支払われる場合、廃棄物量の増減リスクをSPCが負うことが考えられ、結果的にサービス購入料が増加することが懸念されます。	No. 132の回答を参照してください。
150	業務の内容	27	4	5	(8)	1			15年の長期に亘る維持管理期間中については、研究材料等事業内容により廃棄物の種類・排出量は大きく変化すると思われま。よって、廃棄物処理に関するサービス対価は、「実費精算」が妥当と思われま。すが如何でしょうか。	No. 132の回答を参照してください。
151	業務の内容	27	4	5	(8)	1			廃棄物処理業務の対価に関し、物価改定の有無、手法・方針について御教示ください。	No. 132の回答を参照してください。